

山梨市重層的支援体制整備事業 実施計画

計画期間:令和8年4月～令和13年3月

令和8年3月改定

山梨市

目 次

はじめに.....	1
I. 山梨市における重層的支援体制整備事業の実施について.....	3
1. 重層的支援体制整備事業の概要	3
II. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について	5
1. 計画の位置づけ.....	5
2. 計画期間と評価・見直し	6
3. 計画の策定及び推進体制.....	7
III. 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制と目標指標について.....	8
1. 包括的相談支援事業(第1号)	8
2. 地域づくり事業(第3号).....	9
3. 多機関協働事業等	10
(ア) 多機関協働事業(第5号)	10
(イ) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(第4号)	11
(ウ) 参加支援事業(第2号).....	13
IV. 各種会議について.....	16
1. 重層的支援会議	16
2. 支援会議	16
3. 庁内等検討会議及びワーキング.....	16
4. 地域まるごと支援会議.....	16
V. 連携体制の構築について	17
VI. 緊急時の対応について.....	17

はじめに

平成17年の市町村合併から20年が経過し、人口減少、高齢者人口の割合の増加が加速度的に進んでいます。近年の本市の人口^{※1}をみると、令和元年には34,767人でしたが、令和7年には32,377人となり、6年間で6.9%減少しています。高齢化率^{※1}は、令和元年に32.9%であったのに対し、令和7年には35.5%と2.6%増えています。また、在宅一人暮らし高齢者数^{※1}は、令和元年に2,649人であったのに対し、令和7年には3,262人となり、23.1%も増えています。

また、地域では、これまで以上に住民同士のつながりの希薄化が憂慮されるとともに、住民の抱える悩みや課題の複雑化・複合化した事例が年々増えてきています。

このような状況のなか、改めて地域で安心して暮らし続ける仕組みを作っていくため、令和6年度から重層的支援体制整備事業を開始しました。事業を進めるなかで、包括的な相談支援体制の強化を図るとともに、支援が必要な状況にあっても支援が届いていない人とつながるための仕組みづくりや、分野や属性を超えた地域づくりに取り組んできました。

これまでの2年間の活動によって築いてきた地域での暮らしを支える地盤をさらに強化・充実させ、誰ひとり取り残さない支援を実現させるため、重層的支援体制整備事業実施計画を改定し、本事業の実施を通して、地域共生社会の実現に向け、暮らしの支援体制の一層の充実を目指してまいります。

※1) 出典：山梨市高齢者福祉基礎調査(R1, R7)

【地域社会に支えられていると思う市民の割合】

※地域福祉計画策定に向けた市民アンケートにおいて、「そう思う」または「どちらかというと思う」と回答した割合

調査結果		
平成26年度	令和2年度	令和7年度
75.3%	62.8%	49%

一見したところ地域での支え合いが減少したように見えますが、「支えられている」という感覚の捉え方が変化している可能性もあります。今後も引き続き、多角的な視点で状況を把握し、行政及び地域が一体となった地域づくりが重要と考えます。

〈目指すべき姿・概念の整理〉

上位概念(目指すべき姿・理念)	地域共生社会の実現
山梨市地域福祉計画基本理念 気づく・つくる・つながる山梨市 ～みんながもうちょっと幸せになる～	
中位概念(目標・方針)	包括的な支援体制の整備 (社会福祉法第106条の3)
具体的手法	重層的支援体制整備事業の実施 (社会福祉法第106条の4)

福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減による担い手の不足、血縁、地縁といったつながりが弱まっている現状を背景に「地域共生社会」※2の実現が求められています。その実現を図る具体的取り組みとして、市町村における包括的支援体制の整備が社会福祉法に掲げられ、市町村地域福祉計画の策定とともに市町村の努力義務とされています。また、地域福祉計画で定める事項として「包括的な支援体制の整備に関する事項」があげられています。重層的支援体制整備事業はその具体的手法の一つです。

※2)「地域共生社会」:だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会。

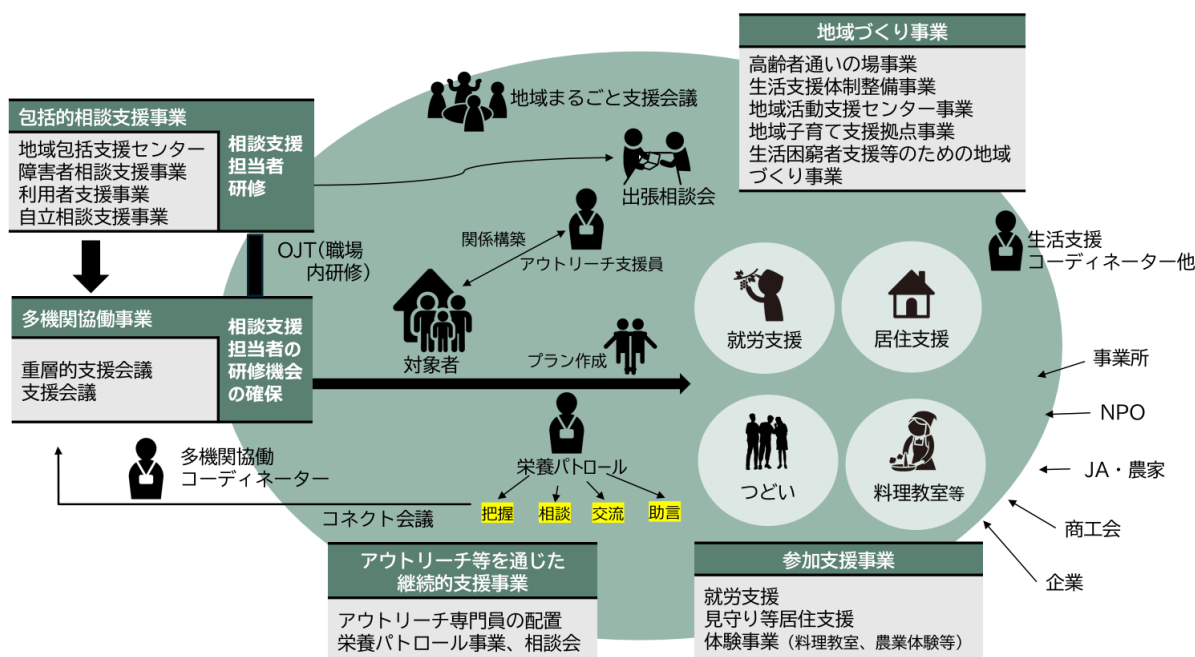
I. 山梨市における重層的支援体制整備事業の実施について

1. 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援機関が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供などを行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の相談支援機関では解決が難しい事例は、適切な相談支援機関と連携を図りながら支援を行うことにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としたものです。

包括的相談支援事業において、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、本人や世帯の問題をまるごと受け止めます。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるよう調整していきます。また、長期にわたりひきこもり状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援を行います。相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域の社会資源の間を調整していきます。この他、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指します。これらの事業が相互に重なり合いながら、本人に寄り添い、伴走する支援体制を整えます。

〈山梨市の重層的支援体制整備事業のイメージ〉



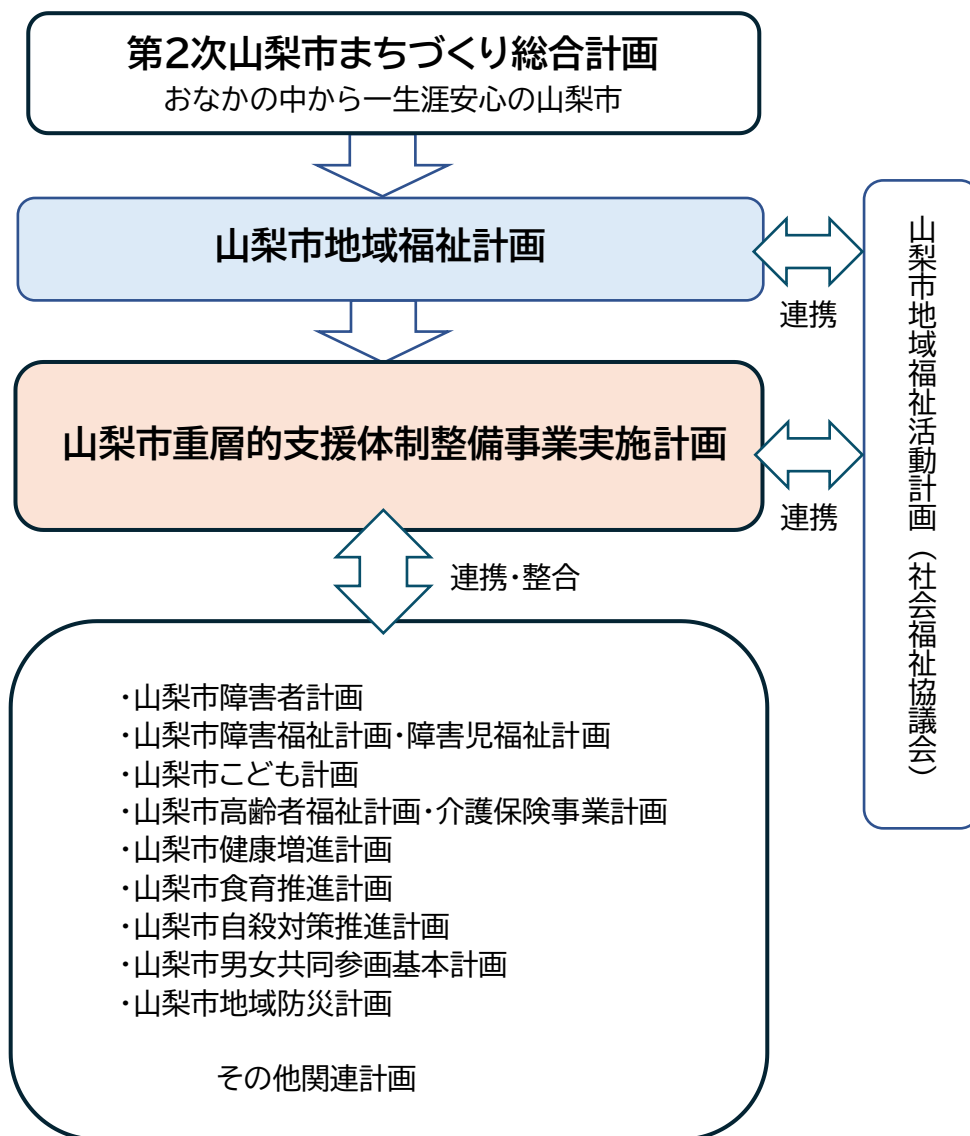
〈本市の取り組み〉

第1号 包括的相談支援	第2号 参加支援	第3号 地域づくり	第4号 アウトリーチ等を通じた 継続的支援	第5号 多機関協働
地域包括支援センター の運営 (分野:介護)	見守り等居住支援	高齢者通いの場事業 (分野:介護)	アウトリーチ支援員の配置	多機関協働事業 ・重層的支援会議 ・支援会議
障害者相談支援事業 (分野:障害)	狭間のニーズに対応する 就労支援	生活支援体制整備事業 (地域まるごと支援事業) (分野:介護)	出張相談会 (ふらっとよりみち相談会等)	多機関協働コーディネーターの配置
利用者支援事業 (分野:子ども)	狭間のニーズに対応する 体験事業(料理教室、農 業体験等)	地域活動支援センター事業 (分野:障害)	栄養パトロール事業	地域まるごと支援会議
自立相談支援事業 (分野:困窮)	参加機会の確保(場の提供) (ふらっとよりみち相談会)	地域子育て支援拠点事業 (分野:子ども)	各種媒体を用いた情報発信	庁内等検討会議
		生活困窮者支援等のための 地域づくり事業 (分野:困窮)		相談支援事業に従事 する人員等の研修体 制の確保

II. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について

1. 計画の位置づけ

本計画は、法第106条の5第1項の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」です。本市では、第2次山梨市まちづくり総合計画の福祉分野の施策を具体化・推進する「山梨市地域福祉計画」を策定しています。本計画は、山梨市地域福祉計画で目指す地域共生社会の実現の手段として始める取り組みであり、山梨市地域福祉計画及び高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、こども計画、その他関連計画との整合を図ります。



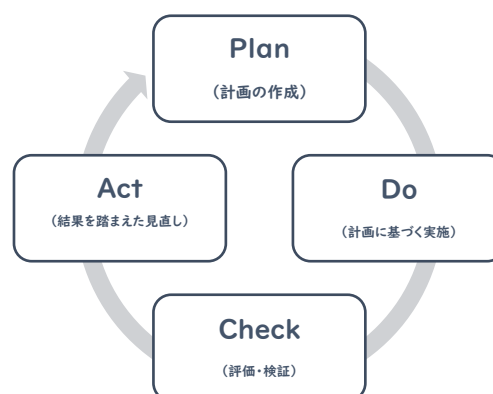
2. 計画期間と評価・見直し

本計画の計画期間は、山梨市地域福祉計画との整合性を図るため、令和8年度から令和12年度の5年間とします。

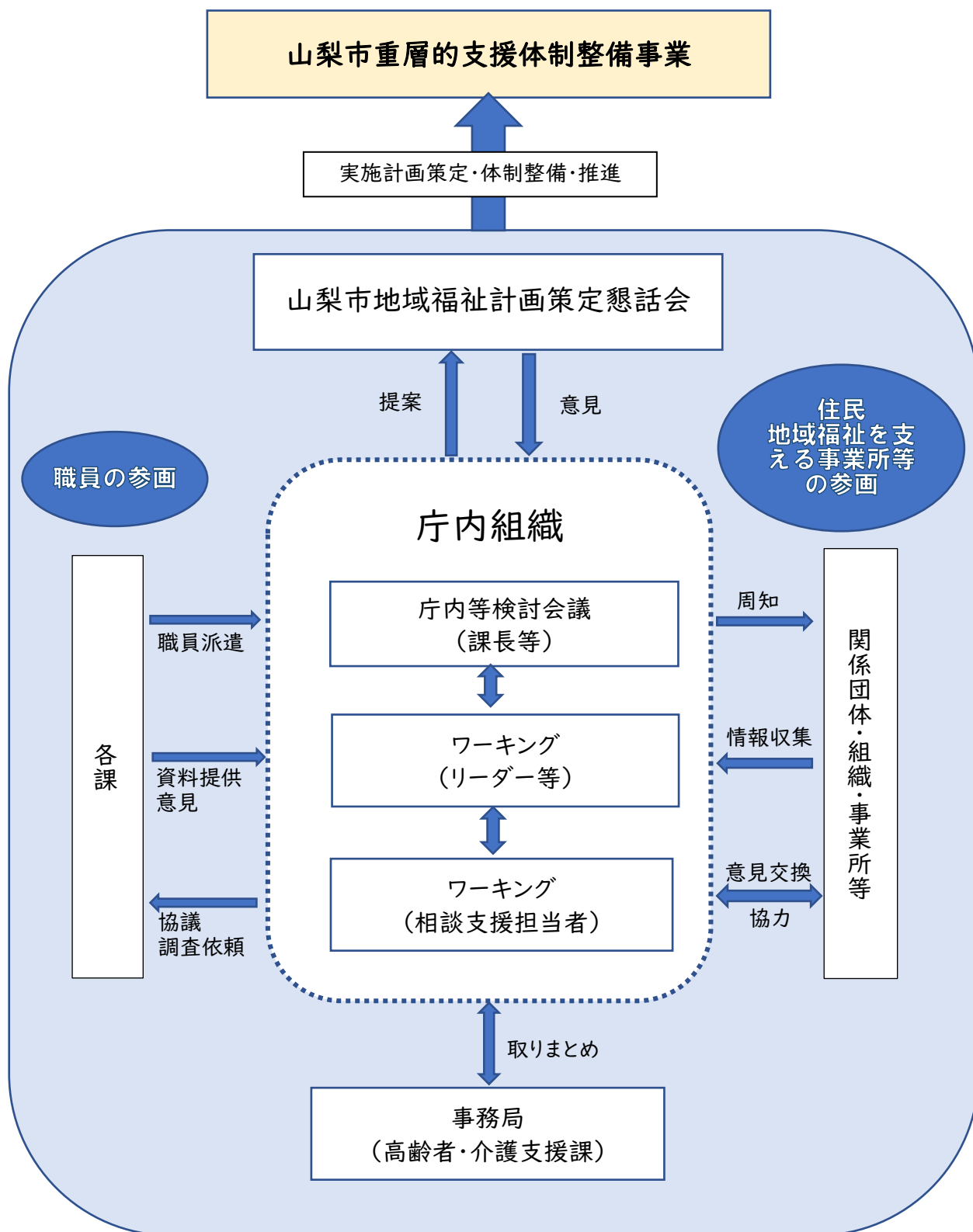
重層的支援体制整備事業を適切かつ効率的に取り組むため、各種事業については単年度ごとにPDCAサイクルに基づいた検証・評価を行います。

検証・評価にあたっては、保健医療・福祉・介護・子育て等の支援関係団体の有識者等で構成する重層的支援会議を開催し、実施計画の進捗状況や重層的支援体制整備事業全体の検証等を行います。

計画	R8	R9	R10	R11	R12
山梨市地域福祉計画					
山梨市重層的支援体制整備事業実施計画					



3. 計画の策定及び推進体制



Ⅲ. 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制と目標指標について

法第106条の4第2項の規定に基づく重層的支援体制整備事業の実施について、次のように取り組みます。

また、重層的支援体制整備事業の目指すべき姿である「地域共生社会の実現」に向け、次の目標に向けて取り組みます。

1. 包括的相談支援事業（第1号）

本市では、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターなどの従来の相談窓口機能を維持しつつ、他の支援関係機関との連携を図るいわゆる「基本型事業・拠点」の体制とします。相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、関係機関との連携やつなぎを行います。

また、孤独・孤立対策推進法（令和6年4月1日施行）が制定されたことに伴い、各相談機関が孤独・孤立を抱えた人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うよう努めます。

実施事業	分野	所管課	相談機関	運営形態	拠点数
地域包括支援センターの運営 （第1号のイ）	介護	高齢者・ 介護支援課	地域包括支援センター	直営	1
障害者相談支援事業 （第1号のロ）	障害	福祉課	障害者基幹相談支援センター	直営	1
			障害者相談支援事業所	委託	2
利用者支援事業 （第1号のハ）基本型	子ども	こども・ 子育て課	山梨市つどいの広場「たち山梨」	直営	1
利用者支援事業 （第1号のハ） ・こども家庭センター型 ・妊婦等包括相談支援 事業型			こども家庭センター	直営	1
自立相談支援事業 （第1号のニ）	困窮	福祉課	生活相談支援センター	直営	1

(参考値)

相談機関	評価指標	実績値 (見込み値)		見込み値				
		R6	(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
地域包括支援センター	新規相談支援件数	608	(692)	720	750	780	810	840
障害者基幹相談支援センター	新規相談支援件数	57	(46)	65	70	75	80	85
障害者相談支援事業所	新規相談支援件数	42	(51)	50	55	60	65	70
山梨市つどいの広場「たち山梨」 (利用者支援事業:基本型)	子育て支援総合コーディネーターによる他事業への出張回数	128	(108)	60	60	60	60	60
こども家庭センター	個別支援計画作成割合	10.5	(13.3)	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
生活相談支援センター	新規相談支援件数	133	(80)	120	120	120	120	120

※上記は、相談窓口の周知等により短期的には増加する指標ですが、支援関係機関間の連携により、長期的には減少を見込むものです。また、新規相談支援件数の指標は、見込み値として掲げた件数の相談支援を行うことができる体制整備を目指すためのものです。体制整備が十分であったかどうかの分析・評価は、年度ごと実績により行います。

2. 地域づくり事業(第3号)

地域住民同士が相互につながり、地域での支え合い活動が活発化するよう、地域における交流の場や居場所の確保を進めていきます。また、地域を支える担い手同士が出会い、つながることで、新たな地域活動が生まれること、さらには地域での見守りや支え合いの輪が広がっていくよう、地域や市民の意識の醸成を図っていきます。

実施事業	分野	所管課	地域づくり支援拠点	運営形態	拠点数
地域介護予防活動支援事業 (第3号のイ)	介護	高齢者・ 介護支援課	高齢者通いの場事業	直営	1
生活支援体制整備事業 (第3号のロ)	介護	高齢者・ 介護支援課	第1層協議体	直営	1
			第2層協議体	住民主体	1
			生活支援コーディネーター	直営	1
地域活動支援センター事業 (第3号のハ)	障害	福祉課	オアシスやまなし結	委託	1
地域子育て支援拠点事業 (第3号のニ)	子ども	こども・ 子育て課	山梨市つどいの広場「たち山梨」	直営	3
			山梨市つどいの広場「たち牧丘」		
			山梨地区子育て支援センター		
生活困窮者支援等のための 地域づくり事業	困窮	福祉課	支援関係者ネットワーク会議 (Open Talking Bar)	委託	1

(目標値)

地域づくり支援拠点	評価指標	実績値 (見込み値)		目標値				
		R6	(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
高齢者通いの場事業	利用団体数	2	(11)	13	15	17	19	21
生活支援体制整備事業	第2層協議体拠点数	1	(1)	4	6	8	10	11
オアシスやまなし結	1日あたり利用者数	4	(5)	6	7	8	9	10
地域子育て支援拠点事業 3拠点	利用量の確保数 (利用延べ人数)	6,805	(5,100)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
支援関係者ネットワーク会議 (Open Talking Bar)	参加団体数	10	(10)	11	12	13	14	15

3. 多機関協働事業等

(ア) 多機関協働事業(第5号)

市には、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、こども家庭センター、生活相談支援センターなどの相談窓口があります。各相談窓口において包括的に相談を受け止める中で、課題が複雑化・複合化しており、相談を受けた窓口のみでは解決が難しい場合、多機関協働事業(法第106条の4第2項第5号)を活用します。

多機関協働事業では、重層的支援会議として、本人の同意のもと支援関係機関で集まり、課題の解きほぐしや支援の役割分担をし、支援プラン(法第106条の4第2項第6号)を作成します。また行った支援のモニタリングを実施しながら、支援プランの見直し、課題解決による終結の判断まで行います。

地域から寄せられた心配の声に対して、長期にわたるひきこもり事例など、当事者である本人の同意が得られない場合、どのように本人との関係性を築いていくかを協議する支援会議(法第106条の6)を行い、本人同意のもと、協働する重層的支援会議に移行していけるように検討と働きかけを行っていきます。

多機関協働事業は、事例全体の調整機能を果たすものであり、支援者を支援する役割を担います。そのため、重層的支援体制整備事業の担当内に調整役を担う専門職を配置し、包括的相談支援事業に従事する人員等の研修体制の確保に努めます。

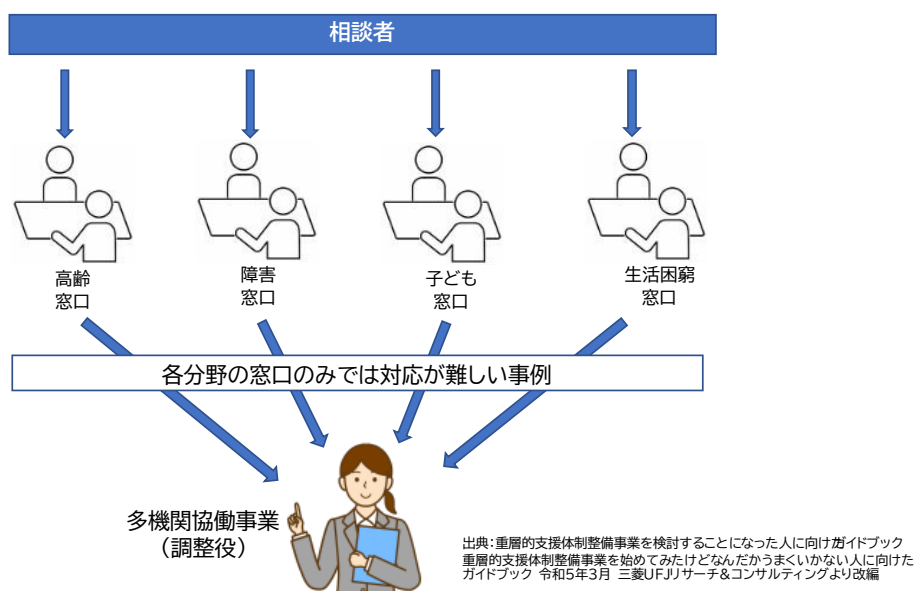
支援会議の開催等を通じて各支援関係機関のスキルアップと連携を進め、支援関係機関間で事例に対応できる体制の構築を目指します。

実施主体	運営形態
山梨市	直営

(目標値)

評価指標	実績値 (見込み)		目標値				
	R6	(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
支援会議 開催回数	21	(24)	25	26	27	28	30
重層的支援会議 開催回数	12	(10)	14	15	16	16	17

※各窓口で受ける新規相談から上記会議にあがってくる件数の割合から算出しています。



(イ) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(第4号)

長期にわたるひきこもりの状態にあるなどして、必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。この事業は、自ら支援を求めることができない人、支援につながることに否定的な人及び複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えており、各部署が連携することで、より良いアセスメントが可能な人などを対象とします。また、対象者とつながる方法として、DX技術の活用を進めていきます。

α. アウトリーチ支援員の配置

地域活動の場（各種ネットワーク会議、民生委員児童委員協議会、自主グループ、高齢者サロン等）に出向いて情報収集を行い、困っている人を見つけ出し、アウトリーチ等を行う専門職（アウトリーチ支援員）を重層的支援体制整備事業の担当内に配置します。

アウトリーチ支援員は支援の方策を検討するため、関係者との調整を図り、多分野の支援機関による連携が必要と判断した場合には、多機関協働事業につながります。

また、地区活動にも積極的に参加し、地域住民が相互に気かけあい、地域で生活する気がかりな人を早期に相談につなぐ役割を担うよう、地域住民と協働していきます。

実施主体	運営形態
山梨市	直営

（目標値）

評価指標	実績値 （見込み）		目標値				
	R6	(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
アウトリーチ支援員により継続的支援につなげた件数	-	(2)	2	2	2	2	2
出張相談会（ふらっとよりみち相談会）により新たに継続的な支援につなげた件数	9	(10)	10	10	10	10	10
栄養パトロール事業 ^{※3} で把握したハイリスク者のうち、コネクト会議 ^{※4} により相談支援機関につなげた者の割合	88%	(93%)	94%	96%	98%	100%	100%

※3) 栄養パトロール事業：社会的弱者、社会的孤立者を把握するための委託事業。市民の暮らしに欠かせない「食」を切り口とした調査により、委託先の管理栄養士が生活状況や健康状態を評価し、必要に応じて介護や医療、福祉制度の導入や、健康増進事業、介護予防事業等へつなぐもの。

※4) コネクト会議：栄養パトロール事業で把握した課題がある方について、各課関係者で支援方法の検討・共有を行う会議。

b. 情報収集と関係性構築に向けた支援の実施

地域活動の場で活躍している人々（民生委員など）をアウトリーチ連携協力員として連携を図り、支援が必要であっても届いていない人や、支援につながることに拒否的な人の把握に努めます。それらの対象者を把握した際には、丁寧な情報収集を行い、アウトリーチの手法を用いて関係性を構築し、必要な支援に結びつける活動を行います。関係性を築いた後も社会とのつながりの回復に向けた伴走支援を行います。

また、アウトリーチ支援員は、対象者の状況に応じて本人とつながるための方法を検討し、本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけを担います。

実施主体	運営形態
山梨市	直営・一部委託

(ウ) 参加支援事業（第2号）

支援を要する対象者の状況により、既存の社会参加に向けた事業のみでは対応できない場合、地域の社会資源を活用して、対象者の状態にあった支援メニューを新たに創出していきます。この事業は、既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人などを対象とします。

これらの対象者が社会とのつながりを再構築して社会参加を進めていくために、既存の福祉サービスを実施する社会福祉法人や特定非営利活動法人等と連携し、狭間のニーズを埋める仕組みとして、就労にむけての支援や居場所づくり、社会参加機会の確保等の取り組みを行います。

a. 参加機会の確保（場の提供）

既存の社会参加に向けた取り組みでは対応が困難な人に、社会参加の機会を提供するため、対象者の状況に合わせた場づくりを行います。場づくりは、市や参加支援事業者が、住民が気軽に來ることのできるコミュニティなどの「場」を用意することで、当事者の発見や支援につながります。

実施主体	運営形態
山梨市	直営・一部委託

(目標値)

評価指標	実績値(見込み)		目標値				
	R6	(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
参加支援事業により 行動や気持ちに変化の みられた人の割合	—%	(60%)	62%	64%	66%	68%	70%

b. 見守り等居住支援の提供

居住にかかる支援として、生活の立て直しに向けた緊急一時的なシェルターや安定的な住まいの確保の支援、新たな環境に適応できているか等を見守るといった定着支援を実施します。この事業では、家族から自立したひとり暮らしを図るための見守り等の居住支援の提供を行います。

また、対象者には支援プランを作成し、自立に向けた支援計画に位置づけます。

実施主体	運営形態
山梨市	直営・一部委託

c. 就労支援の提供

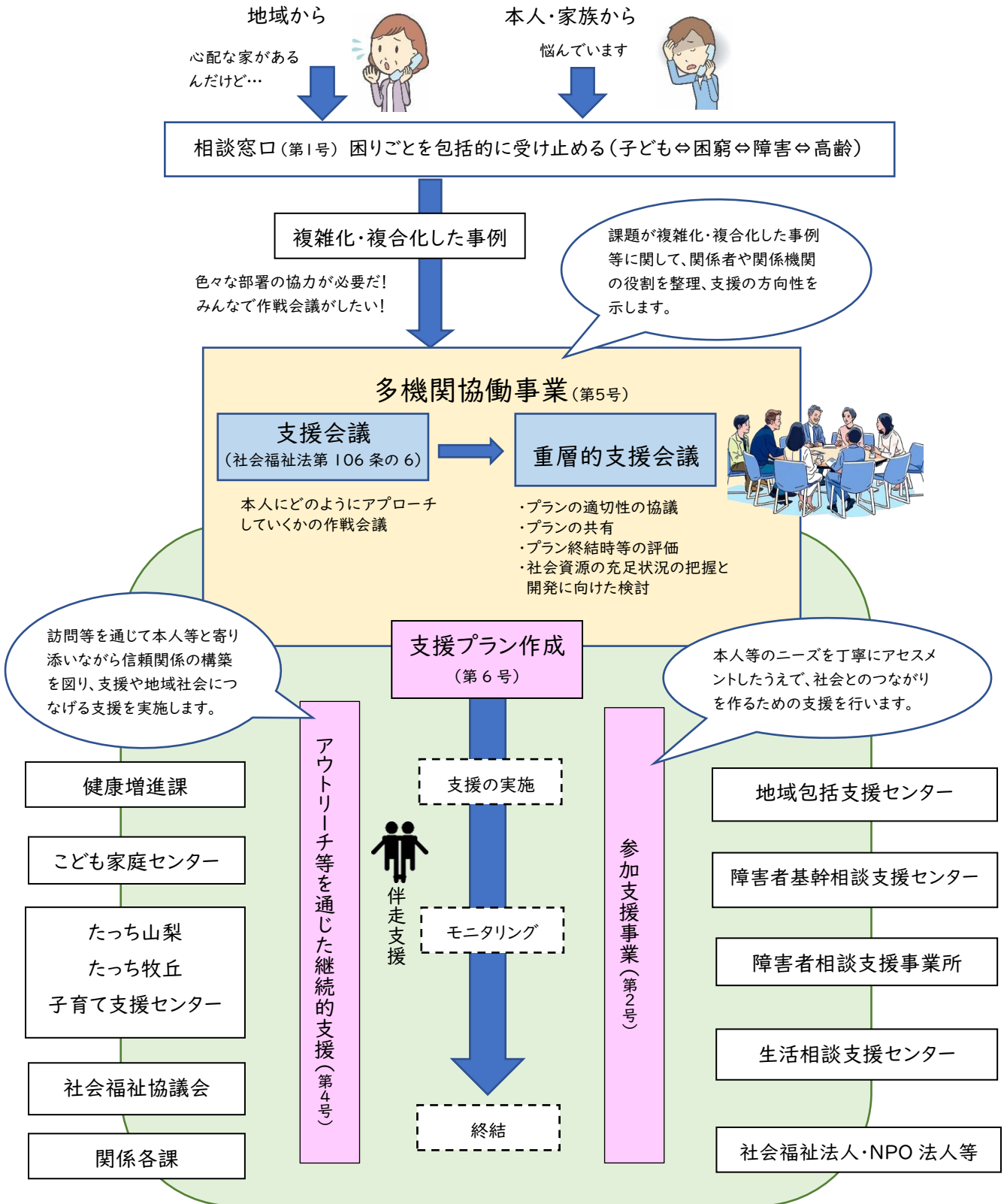
支援対象者のニーズに合わせて、就労に向けた支援を行うため、支援プランを作成し、企業や事業主等の協力を得て、就労活動に結びつけていけるよう、アウトリーチ支援員がサポートしていきます。

実施主体	運営形態
山梨市	直営

(目標値)

評価指標	実績値 (見込み)		目標値				
	R6	(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
就労支援における社 会資源とのマッチング 件数	0	(1)	1	1	1	1	1

多機関協働事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号) の支援フロー



IV. 各種会議について

1. 重層的支援会議

本人の同意に基づき、支援関係機関で支援方針の検討や役割分担を行います。支援の開始後も、支援の進捗状況に応じて、モニタリングや評価を目的とした会議を行い、再プランの策定、支援終結の判断、支援中断の決定等を行います。包括的相談窓口を担う部署からの要請を受け、重層的支援体制整備事業の担当部署が会議の調整を行います。

また、重層的支援会議には、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討の役割もあります。個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを重層的支援会議において検討します。この際、保健医療・福祉・介護・子育て等の支援関係団体の有識者等で構成する重層的支援会議を開催します。

2. 支援会議(法第106条の6)

本人の同意がない場合にも、緊急性がある場合や、早期に支援体制を整える必要性がある事例について、支援関係者間で情報の共有や支援体制の検討を行うため、守秘義務を設けた支援会議を開催します。

3. 庁内等検討会議及びワーキング

庁内関係課及び山梨市社会福祉協議会から構成される会議において、重層的支援体制整備事業の実施に関する情報共有や意見交換、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び進行管理について協議を行います。また、相談支援に携わる職員等を対象としたワーキングにおいては、研修の機会を設け、支援の資質向上に向けた取り組みを行います。

4. 地域まるごと支援会議

すべての市民が住み慣れた地域で、生き生きと暮らせる地域づくりを推進するために、子ども、高齢者、障害者等世代や分野を超えて、総合的な地域包括支援体制や相談支援体制、地域の支え合い体制を整備することを目的に、市民や関係者などが相互に連携し、地域課題の共有や分析、解決方法の検討、政策提案等を行う地域ケア推進会議と、地域資源や住民主体の活動の創出などに向けた検討を行う協議体を一体化し、効果的な取り組みを行うための山梨市地域まるごと支援会議を開催します。

V. 連携体制の構築について

重層的支援体制整備事業を円滑に進めるため、庁内関係各課及び関係機関等との連携を推進します。

○社会福祉協議会

地域の福祉ニーズを的確に把握し、多様な支援サービスを提供するため、社会福祉協議会との情報共有や協働体制の強化に取り組みます。

○民生委員児童委員協議会

住民の生活課題や相談内容を把握し、迅速かつきめ細やかな支援につながるよう、密接な連携を推進します。

○医療・介護・福祉関係者

・保健・医療・介護・福祉の各分野における関係者との連携を強化し、情報共有や協働により地域包括ケアの充実に努めます。

・医療・介護・福祉関係者の連携及び個別支援チームのネットワークのツールでもある「メディカルケアステーション(MCS)」を活用し、医療・介護・福祉関係者、本人及び介護者間の連携を円滑に進めます。MCSは災害発生時の緊急連絡手段としても活用します。

○子育て支援・保育・教育機関

地域の子育て家庭や児童の健全な育成を支えるため、相互に情報交換を行い、共同事業の実施に努めます。

○地域ボランティア団体

地域の生活支援活動を支援し、住民参加型のネットワークづくりを推進します。

など

VI. 緊急時の対応について

災害や新興感染症等の緊急を要する事態が生じた際には、山梨市地域防災計画や山梨市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、関係課で連携し、市民の安全確保を優先し、事業実施の判断や、実施方法の見直しを行います。

山梨市重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年(2026年)3月改定

[発行元]

山梨市 高齢者・介護支援課 支援つなげる担当

〒405-8501 山梨市小原西843

TEL:0553-22-1111/FAX:0553-23-2800